

令和5年度桑折町奨学生募集要項

桑折町教育委員会

桑折町奨学資金は「町出身の生徒又は学生であって能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり健全な社会の発展に貢献することを目的とするものであり、下記要項ならびに推薦基準により令和5年度奨学生を募集する。

1 募集人員及び奨学生の種類

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 大学・短期大学・専門学校奨学生 | } 合わせて
10名程度 |
| (2) 高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生 | |

2 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること）

- (1) 本町に保護者とともに引き続き1年以上住所を有している者であること。
- (2) 品行が正しく学術に優れ、身体が健康で修学が継続できる者で、下記のいずれかに該当する者であること。
 - ・ 大学、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、専修学校に進学又は在学している者。
 - ・ 桑折町立醸芳中学校の第3学年に在学し、令和5年4月に高等学校等へ進学する者。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- (4) 別掲推薦基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けた者であること。
- (5) 国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与との併給貸与も可とする。

3 奨学資金の種類及び額

(1) 修学資金

大学・短期大学・専門学校奨学生	月額 35,000 円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生	月額 20,000 円以内

(2) 入学支度金

大学・短期大学・専門学校奨学生	300,000 円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生	200,000 円以内

4 貸与始期及び貸与期間

- (1) 修学資金 令和5年4月より在学する学校の正規の修業期間
- (2) 入学支度金 入学の許可又は合格の通知があったのち、全額貸与

5 奨学資金の返還

卒業の月もしくは奨学資金の停止又は廃止を受けた月の6ヶ月後からその貸与額を、半年賦（1年に2回）又は年賦（1年に1回）のいずれかの方法で15年以内に返還しなければならない。

なお、利子は無利子とする。

6 出願手続

- ① 希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書用紙を添付書類とともに学校長に提出する。

- ② 学校長は、出願者の学業成績（入学から令和4年度1学期まで）、人物等を調査し、厳正に選考のうえ、奨学生として適当と認められるときは奨学生推薦調書（第2号様式）を作成し、奨学生願書及び添付書類とともに本町教育委員会教育長あて提出する。

7 提出書類

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書（第1号様式）
- ② 奨学生推薦調書（第2号様式）
- ③ 令和4年度（令和3年分）の市町村発行の所得証明書（給料、年金等の給与所得がある場合は、収入金額記載のもの）
- ④ その他の証明書（任意様式）別掲推薦基準「別表第2特別控除額表」の特別な事情3～6に該当する場合は必要となる。

(2) 提出部数

①②については各1部、③は世帯構成員中で収入がある者すべてについて提出のこと。④は該当する項目がある場合に証明書を提出すること。なお、その場合の証明書はコピーでもかまわない。

8 提出期限

令和5年1月27日（金）必着

9 奨学生の採用決定

提出された書類をもとに審査会にて採用を決定し、本人に通知する。
(採用発表は3月中の予定)

10 奨学生願書用紙の交付場所

桑折町教育委員会教育文化課（役場本庁舎3階）
醸芳中学校第3学年に在学する者は中学校から交付を受けること。

11 その他

不明な点については、教育文化課こども教育係まで問い合わせください。
電話 582-2403（課直通） FAX 582-2470

桑折町奨学生推薦基準

1 学力について

入学から出願した年度までの学習成績の評定が、**全教科について平均した値が3.5以上**であること。ただし、次に該当する場合は奨学生に推薦することができる。

- (1) 人物がすぐれており、家計困窮のため学資の支弁が困難である者
- (2) 学力向上の見込みがあり、奨学金を貸与することが適当であると認められる者

2 人物について

学習活動全般を通じて態度、行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

3 健康について

心身ともに健康であって、将来長く修学に耐えることができると認められること。

4 所得について

出願者の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

ただし、世帯中に別表第2に掲げる特別な事情がある者がいる場合は、同表中の特別控除金額を控除した金額をその世帯の総所得金額とするものとする。

なお、給与所得者（年金受給者等を含む）の所得金額の算出にあたっては、別表第3に掲げる算式により算出するものとする。

5 その他の特別選考について

審査会において、特に推薦がある場合(1～4の基準以外の場合を含む)、特記事項を付して奨学生に推薦することができる。

6 この基準の適用については、桑折町奨学資金貸与条例の趣旨に反しない限りにおいて、独立行政法人日本学生支援機構及び福島県奨学資金の条例によるものとする。

所得金額の求め方

◆次の計算により所得金額を算出することになりますので、参考にしてください。

[給与所得の場合]

例)父・母・高校生・中学生の4人家族で年間収入が7,850,000円のケース

収入金額 7,850,000円 × 0.7 - 2,226,000円 - 特別控除(高校生 280,000円 + 中学生 160,000円) = 所得金額 2,829,000円

↓↓

別表第1 4人世帯所得基準額 3,950,000円以下であり申請可

別表第1 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以降
基準額	186万円	310万円	362万円	395万円	428万円	452万円	475万円	1人増ごとに 23万円加算

別表第2 特別控除額表

特別の事情	特別控除額					証明書	
ひとり親世帯	49万円					不要 ※	
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生ひとりにつき) ※自宅外通学の控除は住民票又は 居住証明で確認できる場合に限る	小学校		8万円				
	中学校		16万円				
	学校種別	通学区分	公立		私立		
			自宅	自宅外	自宅		自宅外
	高等学校		28冊	47冊	41冊		60冊
	高等専門学校		36冊	55冊	60冊		80冊
	大学		59冊	102冊	101冊		144冊
	専修学校	高等課程	17冊	27冊	37冊		46冊
専門課程		22冊	62冊	72冊	112冊		
障害者のいる世帯	障害者1人につき			86万円		要	
6か月以上の長期療養者のいる世帯	療養のために経済的に特別な支出をしている金額 ただし、健康保険、生命保険等の給付を受けた額を除く						
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している住居費、光熱水道費等の 実費額(限度額71万円)						
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得る ための基本的な生産手段(田畑・店舗等)に被害があつ て将来長期にわたって支出増または減収になると認めら れる年間金額						
家計支持者が父母以外の世帯	41万円						

別表第3 給与所得金額の算出について

俸給・給料・賃金・年金・恩給・賞与及び青色申告の専従者給与ならびにこれらの性質を有する給与等の収入金額を下記計算式により算出した金額を所得金額とする。

①収入金額が329万円以下の場合	所得金額=0円
②収入金額が329万円を超え400万円までの場合	収入金額×0.8-262.6万円=所得金額
③収入金額が400万円を超え878万円までの場合	収入金額×0.7-222.6万円=所得金額
④収入金額が878万円を超える場合	収入金額-486万円=所得金額

注1 収入金額及び所得金額は万円未満を切り捨てて適用する。

- 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。
- 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得(農業・営業所得等)の場合は、給与所得については上記計算式により所得金額を算出する。